

佐賀県医療ソーシャルワーカー協会 会則

平成 25 年 5 月 31 日 立案
平成 25 年 6 月 22 日 改正
平成 25 年 7 月 06 日 改正
平成 26 年 3 月 29 日 改正
平成 28 年 6 月 19 日 改正
平成 30 年 5 月 13 日 改正
令和 5 年 6 月 4 日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、『佐賀県医療ソーシャルワーカー協会』と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長が所属する機関に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の相互協力により、佐賀県における地域医療福祉の連携と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条(目的)を達成するために次の事業を行う。

- 1 福祉及び医療に関する諸制度の向上、発展に関わる活動・医療福祉に関する相談会の実施・公開講座の開催
- 2 患者会、家族会等のグループに対する援助活動等
- 3 会員の知識及び専門技術向上に関する活動
- 4 ソーシャルワークの普及、啓発またはそれに関する調査研究活動
- 5 関係機関、団体との連絡調整に関する事
- 6 その他、会員の発議により理事会で協議し決定されたこと

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会会員は、個人会員及び法人会員、賛助会員とする。また、学生会員も認める。

- 1 個人会員は、本会の目的に賛同する個人で現にソーシャルワークに携わっている者、またはソーシャルワークに関する教育・研究に携わっている者、もしくはこれから携わろうとしている者とする。
- 2 法人会員、賛助会員は地域医療福祉の連携業務に就く者で、且つ本会活動に理解を示す団体及び個人とする。
- 3 法人会員、賛助会員、学生会員は、総会で評決に加わることはできない。

(会費)

第6条 会員は、会費として個人会員年額 5,000 円、法人会員年額 2,000 円、賛助会員は年額 5,000 円、学生会員は年額 1,000 円を納入しなければならない。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、事務局に当協会所定の入会届を提出しなければならない。

(退会及び資格喪失、休会)

第8条

- 1 本会から退会しようとする者は、事務局に当協会所定の退会届を提出しなければならない。
- 2 会員は、以下の項目に該当したときに会員資格を失う。
 - (1) 本人の申し出により退会したとき。
 - (2) 正当な理由なく会費を滞納し、納入すべき年度が2年渡った年度末までに会費の納入がなかったとき。
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 失踪宣告を受けた時
- 3 本会を一時的に休会または休会を解除する場合は、当協会所定様式をもって事務局へ提出しなければならない。その間の協会費は徴収しない。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費は、返納しないものとする。

第3章 役員

(役員の種別)

第10条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1 名
- 2 事務局長 1 名
- 3 副会長 2 名
- 4 理事 11 名以内 (会長、副会長、事務局長を含む)
- 5 監事 2 名
- 6 顧問 人数は定めず、理事会で決定した適任者を置くこととする。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総括する。また総会及び理事会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないとき、これを代行する。
- 3 事務局長は、会の事務、総務を行う。
- 4 理事は、会務を審議執行する。
- 5 監事は、会計を監査し監査報告を作成するとともに総会に報告する。
- 6 会計は、出納及び通帳を管理する。

（役員の選出）

第12条 理事及び監事は、総会決議によって選任される。

第13条 会長、副会長、事務局長は、理事会決議によって理事の中から選定する。

第14条 監事は、会長が指名し、総会で承認を得る。顧問は人数を定めず、理事会で決定した適任者を置くこととする。

（役員の任期）

第15条 役員の任期については次の通りとする。

- 1 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が任期満了の場合において、以後再任の意思がない場合は、その年度の3月1日までに理事会にて役員交代の意思を申し出る。
- 3 役員が交代を申し出た場合の任期は、任期満了日までとする。

（役員の立候補及び推薦）

第16条

- 1 役員が任期満了の場合において再任の意思がなく、役員に欠員が出る見込みのある場合においては、その年度の3月31日までに会員に対して立候補者の公募を行う。
- 2 立候補者が欠員数を超える場合は、立候補者を選挙にて理事の定数の範囲内で選出する。立候補者が定数を満たさない場合は、理事による推薦をもって総会決議により決定する。

（役員の辞任）

第17条 任期途中での役員辞任は理事会での承認を必要とし、その者の事情を勘案して決定する。欠員が生じた際は第16条に準じて欠員を補充することができる。

(報酬及び費用弁償)

第18条

- 1 役員は協会運営や研修企画など時間的拘束を伴う作業等を考慮し、活動報酬として年10,000円を支給する。
- 2 理事会の決定にて必要と認めたときは、費用弁償することができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 会議は、総会、臨時総会及び理事会とする。

(総会)

第20条 総会は、毎年1回、会長が召集するものとする。

第21条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第22条 総会は、出席会員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところにする。

第23条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第24条 総会の附議しなければならない事項は、次の通りとする。

- 1 規約の変更
- 2 事業方針
- 3 予算決算
- 4 役員の選出
- 5 その他重要な事項

(理事会)

第25条 理事会は、会長が召集し、その議長となる。

第26条 理事会は、会務の執行に関すること、総会に付議すべき事項の審議、決定、及び入退会の承認を行う。

(臨時総会)

第27条 会長は、必要に応じて役員会の承認を得て、臨時総会を招集できる。

第28条 会長は、会員の半数以上の求めがあったときは、臨時総会を招集しなければならない。

第5章 会計

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この会則の施行について、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。